

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税制度(国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	非居住者等が受け取る地方債の利子等のうち、「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替債に係るものについて、一定の要件の下に、非課税とする。
3	担当部局	総務省自治財政局地方債課
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 19 年度:創設(平成 20 年 1 月から非課税制度開始。適用期限なし。) 平成 22 年度:非課税制度の手続の簡素化、非課税の対象となる非居住者の範囲等の拡充を実施
6	適用期間	適用期限なし
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 振替地方債に係る非居住者等に対する利子非課税制度を創設することにより、地方債の資金調達の円滑化・投資促進による市場規模の拡大が図られ、非居住者等の地方債流通市場への参加が促進されることを目的とする。 また、海外における地方債を保有する層をさらに拡大し、非居住者等にとっての円での資金運用・調達の利便性を高めることは、円の国際化を推進することにも資するものである。 さらに、平成 22 年 6 月からは当該非課税手続を簡素化するとともに非課税対象者等を拡充することにより、非居住者等の我が国地方債市場への投資を一層促進し、我が国地方債市場の活性化や地方公共団体の資金調達の円滑化を図ることを目的とするものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 ＜非課税制度＞ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」(平成 15 年 6 月 27 日閣議決定) 「国債・地方債の商品性を向上させ、販売網を整備し、個人による長期的保有の増加など保有者層の多様化を図る。」</p> <p>＜手続の簡素化等＞ 「経済財政改革の基本方針 2009」(平成 21 年 6 月 23 日閣議決定) 「海外投資家の我が国金融・資本市場への投資の促進を検討する。」</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【平成 27 年度概算要求における政策評価体系図】 II 地方行財政 3 地方財源の確保と地方財政の健全化</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 非居住者等の我が国地方債流通市場への投資を一層促進し、我が国地方債市場の活性化や地方公共団体の資金調達の円滑化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 非居住者等による振替地方債の保有残高</p>

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を講ずることにより、非居住者等の振替地方債への投資額が増加することで、我が国地方債市場の活性化や地方公共団体の資金調達円滑化に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>非課税措置の適用を受ける振替地方債の銘柄数及び残高</p> <p>平成 21 年度末:34 銘柄、1,193 億円 平成 22 年度末:62 銘柄、2,551 億円 平成 23 年度末:65 銘柄、2,019 億円 平成 24 年度末:69 銘柄、1,814 億円 平成 25 年度末:113 銘柄、2,198 億円</p>
		② 減収額	<p>平成 21 年度末:▲約 4.2 億円 平成 22 年度末:▲約 9.3 億円 平成 23 年度末:▲約 7.5 億円 平成 24 年度末:▲約 6.7 億円 平成 25 年度末:▲約 8.0 億円</p> <p>上記数値は非居住者等の振替地方債に係る利子に課税されていた場合の額を減収額として仮定した減収見込み額である。</p> <p>※積算根拠: (所得税・法人税) 減収見込額＝振替地方債の利子額※1×所得税率(15%※2) ※1 出所:証券保管振替機構 ※2 平成 25 年末は、復興特別所得税 0.315%を含む 15.315%で計算</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 25 年度)</p> <p>平成 21 年度末における非居住者等による振替地方債の保有残高は 1,193 億円であったが、非課税制度の手続簡素化等を図った後、年度によって数値に差異はあるものの、平成 25 年度末における当該数値は 2,198 億円であり、4年間で約 1,000 億円非居住者等による振替地方債の保有残高が増加している。以前と比較して、地方債の資金調達の円滑化が図られている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 25 年度)</p> <p>平成 21 年度末における非居住者等による振替地方債の保有残高は 1,193 億円であったが、非課税制度の手続簡素化等を図った後、年度によって数値に差異はあるものの、平成 25 年度末における当該数値は 2,198 億円であり、4年間で約 1,000 億円非居住者等による振替地方債の保有残高が増加している。以前と比較して、地方債の資金調達の円滑化が図られており、租税特別措置等による効果が認められる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 25 年度)</p> <p>平成 21 年度末における非居住者等による振替地方債の保有残高は 1,193 億円であったが、非課税制度の手続簡素化等を図った後、年度によって数値に差異はあるものの、平成 25 年度末における当該数値は 2,198 億円であり、4年間で約 1,000 億円非居住者等による振替地方債の保有残高が増加している。以前に比較して、地方債の資金調達の円滑化が図られており、当該租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が認められる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>諸外国では、海外からの資金流入を促す観点から、非居住者等に対して地方債の利子が非課税とされている国が多いこと、また我が国において、地方税については国債・地方債を問わず非居住者等に対する利子は非課税になっていることに鑑み、国税についても非居住者等の振替地方債の利子に係る非課</p>

			税制度を実施することが望ましい。
		② 他の支援措置や義務付けなどの役割分担	補助金等他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方債の発行は、地方公共団体における財政運営上欠くことのできない資金調達方法であり、本非課税制度により地方債の資金調達の円滑化が図られる。
10	有識者の見解		-
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、非居住者等による振替地方債の投資額がより一層増加するよう制度に関する情報発信等を実施する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-